

資料3

議題(3) 地域公共交通確保維持計画(地域内フィーダー系統)の変更について

1. 協議事項

地域内フィーダー系統とは、複数の市町にまたがる地域間幹線系統と接続する、交通ネットワークの一部であり支線としての役割を担う路線で、国からの補助を受け運行しています。補助を受けるため、令和4年9月28日付で地域公共交通確保維持計画が認定されていますが、計画の一部に変更が生じたため変更内容について、市協議会にてご審議いただきます。

2. 対象路線

No.	路線名	運行事業者	系統
1	ららぽーと・原団地・原駅線	富士急シティバス	フィーダー
2	片浜・柳沢線	富士急シティバス	〃
3	ミューバス原・浮島線	富士急静岡タクシー	〃

3. 対象期間

令和5年10月1日(令和6～8年度運行分)

4. 参考資料

- 1 地域公共交通確保維持計画(地域内フィーダー系統)の変更について
- 2 沼津市地域公共交通計画 別紙
(地域公共交通確保維持計画<地域内フィーダー系統>)

地域公共交通確保維持計画(地域内フィーダー系統)の変更について

1 要旨

令和4年度第1回沼津市地域公共交通協議会において、令和5年度地域公共交通確保維持計画(地域内フィーダー系統)について承認をいただき、令和4年10月から運行を開始しています。

しかし、片浜・柳沢線及びららぽーと・原団地・原駅線について運行計画に変更が生じたほか、地域に実情に応じた路線バスを確保・維持するため、地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果をより実態に即した目標に変更することから、地域公共交通確保維持計画(地域内フィーダー系統)を変更するものです。

2 対象路線

No.	運行事業者	路線名	起点	経由地	起点
1	富士急シティバス(株)	ららぽーと・原団地・原駅線	ららぽーと沼津	片浜駅	原駅
	富士急シティバス(株)	ららぽーと・原団地・原駅線	片浜駅	県営原団地	原駅
2	富士急シティバス(株)	片浜・柳沢線	片浜駅	愛中入口	柳沢
3	富士急静岡タクシー(株)	ミュージバス原・浮島線	原駅	沼川橋	浮島地区センター
	富士急静岡タクシー(株)	ミュージバス原・浮島線	原駅	マックスバリュ沼津駅前	荒久
	富士急静岡タクシー(株)	ミュージバス原・浮島線	原駅	沼川橋	原駅
	富士急静岡タクシー(株)	ミュージバス原・浮島線	原駅	沼川橋	荒久

3 路線位置図



4 変更内容

(1) 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果の数値の変更について

地域内フィーダー系統である3路線については、いずれも路線の再編により令和4年4月1日に新設し他路線です。このため、運行経費や収支額などの実数において、基準年度と実施年度との比較による目標設定が困難であったことから、再編前路線の収支差額を基準とした目標設定としていました。

今回令和4年度運行として令和4年4月から9月までの実績ができたことから、地域に実情に応じた路線バスを確保・維持するため、より実態に即した目標値に変更します。

【定量的な目標:収支差額】

路線名	変更前目標	変更後目標	差額
ららぽーと・原団地・原駅線	▲16,548 千円以下	▲15,000 千円	+1,548 千円
片浜・柳沢線	▲4,391 千円以下	▲6,700 千円	▲2,309 千円
ミュージーバス原・浮島線	▲7,635 千円以下	▲7,000 千円	+635 千円

(2) 片浜・柳沢線の経費負担の変更について

片浜・柳沢線については、事業者路線として市の補助を受けずに運行維持を図る計画をしていましたが、収支率の悪化により、市から一部補助することにより運行維持を図ることに変更します。

詳細については、別紙2を参照

(3) ららぽーと・原団地・原駅線の運行回数の変更について

ららぽーと・原団地・原駅線について、1日当たりの運行回数を平日31便、土休日28便で運行してきましたが、運転手の勤務間インターバル等の働き方改革により、運行回数を維持することが難しいことから、令和5年4月1日から平日29便、土休日26便で運行するため、令和5年度の運行回数計画を変更します。

ららぽーと・原団地・原駅線の運行回数	変更前	変更後	減少する回数
	5,223 回	5,038.5 回	▲184.5 回

5 地域内フィーダー系統(令和5年度運行)の年間スケジュール

令和4年6月1日	沼津市地域公共交通協議会において承認
令和4年9月28日	国土交通大臣より運行計画について認定
令和4年10月～	運行開始
令和5年2月1日	地域公共交通確保維持計画(地域内フィーダー系統)の変更について協議会において協議
	協議会にて承認後、国土交通大臣に変更届を提出

沼津市地域公共交通計画 別紙
(地域公共交通確保維持計画<地域内フィーダー系統>)

令和4年6月1日
(一部変更 令和5年 月 日)
 沼津市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通機関は、鉄道についてはJR沼津駅、片浜駅、原駅、大岡駅の4駅が配置されている。路線バスについては、主に伊豆箱根バス、東海バス、富士急シティバスの3社の路線が JR 沼津駅を起点に放射状に広範囲に整備されているが、全般として自家用車への利用率が高く、バス事業者は多くの赤字路線を抱えており、特に郊外部はその傾向が顕著である。

他市を結ぶ幹線交通としてはJR東海道本線が運行しているほか、地域間幹線系統として、市西部地区においては富士市とを結ぶ原線を富士急シティバスが運行しており、近隣をミューバス原・浮島線といったコミュニティバスやららぼーと・原団地・原駅線、片浜・柳沢線といった路線バスが、車を持たない高齢者や学生など、他の交通手段のない方々の生活に不可欠な路線として運行している。

しかしながら、コミュニティバス及び路線バスの利用者数は、昨今の人口減少に加え、コロナ禍も重なり減少の一途を辿っており、各路線のそれぞれが収支悪化によって運行の継続が困難な状況となっている。

本市では沼津市地域公共交通利便増進実施計画を策定し、令和3年度に市西部地区における利便性の向上と利用状況に応じた効率化を図るため、路線の再編を計画した。

市西部に位置する片浜、今沢、愛鷹、原、浮島地区住民の通院や買い物を中心とした生活に不可欠な移動手段として、路線バスの「ららぼーと・原団地・原駅線」、「片浜・柳沢線」、コミュニティバスとして運行している「ミューバス原・浮島線」を存続させていくことが必要である。

このため地域公共交通確保維持事業により、地域間幹線「原線」に繋がる支線として令和4年度に新設した「ららぼーと・原団地・原駅線」、「片浜・柳沢線」、「ミューバス原・浮島線」を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ◆ららぼーと・原団地・原駅線
収支差額を△15,000千円以下とする。
- ◆片浜・柳沢線
収支差額を△6,700千円以下とする。
- ◆ミューバス原・浮島線
収支差額を△7,000千円以下とする。

参考：沼津市地域公共交通計画における指標（P52 参照）

「路線バスに運行に係る収支差額（R2：△434,022千円）→R7：△430,000千円」

※いずれの路線も令和4年4月から運行を開始したため、令和4年4月から9月までの運行経費や収入額などの実数を基準として目標を設定した。

(2) 事業の効果

◆共通

幹線、支線のネットワーク化により、効率的な運行体系が実現できる。

◆ららぽーと・原団地・原駅線

路線維持により、片浜、今沢、原地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、原地区からららぽーと沼津、沼津市立病院への直通路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

◆片浜・柳沢線

路線維持により、愛鷹、今沢地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、片浜駅乗継となるが、沼津駅方面への運行頻度の増大など従来からの利便性向上が図られる路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

◆ミューバス原・浮島線

路線維持により、原、浮島地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、浮島地区への運行頻度の増大など従来からの利便性向上が図られる路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 地域間幹線系統「原線」や「根方線」との接続における乗継割引の導入
 (「ららぽーと・原団地・原駅線」・「片浜・柳沢線」) <富士急シティバス>
 ※計画 P30 参照
- ・ 鉄道や路線バスのネットワークが見える公共交通マップの作成 <沼津市>
 ※計画 P32 参照
- ・ 沿線の学校を中心にモビリティマネジメントを行う。
 <沼津市、富士急シティバス・富士急静岡タクシー> ※計画 P34 参照
- ・ 利用実態を把握、分析及び地域協議による運行継続基準の設定
 (「ミューバス原・浮島線」) <沼津市> ※計画 P23 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

- ① ららぽーと・原団地・原駅線 (富士急シティバス株式会社)
 - ② 片浜・柳沢線 (富士急シティバス株式会社)
 - ③ ミューバス原・浮島線 (富士急静岡タクシー株式会社)
- 各運行系統の概要は別紙のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線の経費負担については下記のとおりとする。

路線名	運行経費（千円）	資金調達方法	金額（千円）
ららぽーと・原団地・原駅線	35,209	運行収入	18,661
		国庫補助	8,273
		市補助	4,136
		事業者自己負担	4,139
片浜・柳沢線	7,748	運行収入	3,357
		国庫補助	2,195
		市補助	1,098
		事業者自己負担	1,098
ミュージーバス原・浮島線	10,841	運行収入	3,206
		国庫補助	3,817
		市補助	3,818

- ・「ららぽーと・原団地・原駅線」は、運行に係る経費のうち、運行収入および国庫補助金を差し引いた差額分を市と事業者で按分する。
- ・「片浜・柳沢線」は、経費から収入および国庫補助金を差し引いた差額分を**市と事業者で按分**する。
- ・「ミュージーバス原・浮島線」は、経費から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が補助する（沼津市自主運行バスとして運行）。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・0D調査により利用者数やバス停毎の利用動向をモニタリングすると共に、収支について数値指標に対する評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和3年7月14日（令和3年度第1回） 利便増進実施計画策定方針の確認
- ・ 令和3年11月9日（令和3年度第2回） " 進捗報告
- ・ 令和4年1月25日（令和3年度第3回） 各路線の運行内容の承認
- ・ 令和4年6月1日（令和4年度第1回） 沼津市地域公共交通計画別紙の承認
- ・ **令和5年2月1日（令和4年度第3回）**
各路線の運行内容及び沼津市地域公共交通別紙の内容の変更について承認

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 沼津市地域公共交通計画（案）についてパブリックコメントを実施し、西部地区路線の再編に関する意見（高齢者需要への対応）があった（当該意見については運行計画に反映している）。
- ・ 協議会には、市民及び利用者の代表が委員となっており、本計画について審議いただいた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）静岡県沼津市御幸町 16-1

（所 属）沼津市都市計画部まちづくり政策課交通政策室

（氏 名）露木 良美

（電 話）055-934-4759

（e-mail）mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
沼津市	富士急シティバス株式会社	(1) ららぽーと・原団地・原駅線	ららぽーと 沼津	片浜駅 県営原団地	原駅	往 7.5km 復 7.5km	365日	5,223回 5038.5回	○	路線定期運行	①	「大諏訪」～「西今沢」間及び「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急シティバス株式会社	(2) ららぽーと・原団地・原駅線	片浜駅	県営原団地	原駅	往 4.3km 復 4.3km	241日	241回	○	路線定期運行	①	「片浜駅」～「西今沢」間及び「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急シティバス株式会社	(3) 片浜・柳沢線	片浜駅	愛中入口	柳沢	往 4.0km 復 4.0km	365日	2,238.5回	○	路線定期運行	①	「片浜駅」で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士線静岡タクシー株式会社	(4) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋 東平沼	浮島地区センター	往 4.5km 復 4.5km	365日	1,577回	○	路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士線静岡タクシー株式会社	(5) ミューバス原・浮島線	原駅	マックスパル「沼津原町店前 東平沼・石川	荒久	往 6.9km 復 6.9km	365日	668回	○	路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士線静岡タクシー株式会社	(6) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋 三合橋 東平沼・石川	荒久	往 5.8km 復 5.8km	365日	778.5回	○	路線定期運行	①	「原交番前」～「原新田」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士線静岡タクシー株式会社	(7) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋 三合橋・石川 ヤマハモーター前 原新田	原駅	(循環) 9.4km	365日	1,095回	○	路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

【変更前】

【変更後】

路線名	運行経費（千円）	資金調達方法	金額（千円）
ららぽーと・原団地・原駅線	35,209	運行収入	18,661
		国庫補助	8,273
		市補助	4,136
		事業者自己負担	4,139
片浜・柳沢線	7,748	運行収入	3,357
		国庫補助	2,195
		事業者自己負担	2,196
ミューバス原・浮島線	10,841	運行収入	3,206
		国庫補助	3,817
		市補助	3,818

路線名	運行経費（千円）	資金調達方法	金額（千円）
ららぽーと・原団地・原駅線	35,209	運行収入	18,661
		国庫補助	8,273
		市補助	4,136
		事業者自己負担	4,139
片浜・柳沢線	7,748	運行収入	3,357
		国庫補助	2,195
		市補助	1,098
		事業者自己負担	1,098
ミューバス原・浮島線	10,841	運行収入	3,206
		国庫補助	3,817
		市補助	3,818

- ・「ららぽーと・原団地・原駅線」は、運行に係る経費のうち、運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市と事業者で按分する。
- ・「片浜・柳沢線」は、経費から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分については事業者が負担する。
- ・「ミューバス原・浮島線」は、経費から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が補助する（沼津市自主運行バスとして運行）。

- ・「ららぽーと・原団地・原駅線」は、運行に係る経費のうち、運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市と事業者で按分する。
- ・「片浜・柳沢線」は、経費から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市と事業者で按分する。
- ・「ミューバス原・浮島線」は、経費から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が補助する（沼津市自主運行バスとして運行）。

【変更内容】

- ・片浜・柳沢線の運行に係る経費の負担について、他の2路線と同様に市の補助を追加します。
- ・市の補助額については、ららぽーと・原団地・原駅線と同様に運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市と事業者で按分します。